

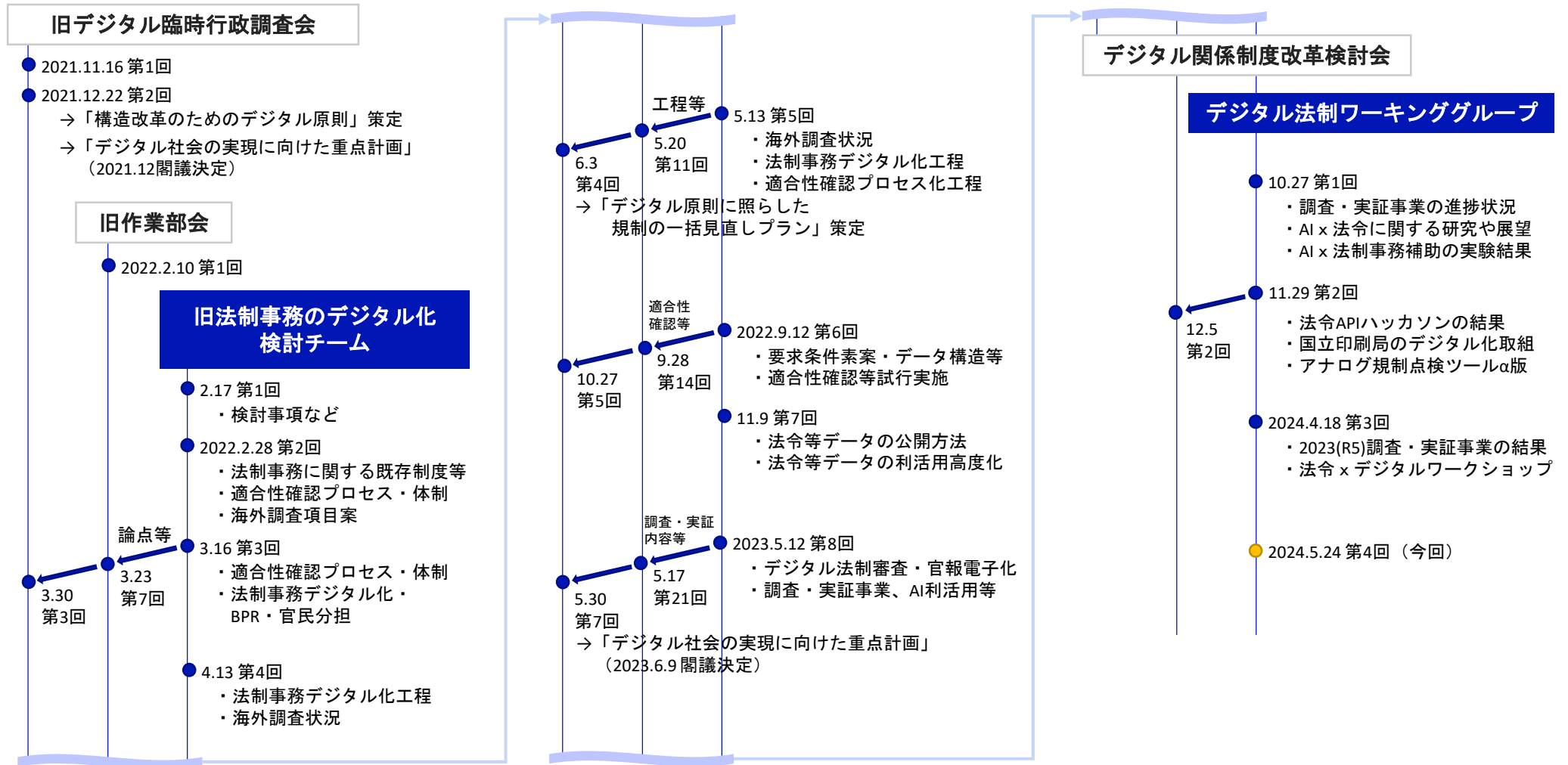
第4回デジタル法制ワーキンググループ

# 法制事務のデジタル化・ 法令等データ利活用促進に向けた取組、 デジタル法制審査の今後の方針（案）

2024/05/24 デジタル庁 デジタル法制推進担当

**法制事務のデジタル化・  
法令等データ利活用促進に向けた取組**

(参考) デジタル関係制度改革検討会／デジタル法制ワーキンググループの検討経緯



# 法令データのデジタル正本の提供体制の確立

法令データのデジタル正本（最新版の公式法令データベース）の提供体制の確立を目指す

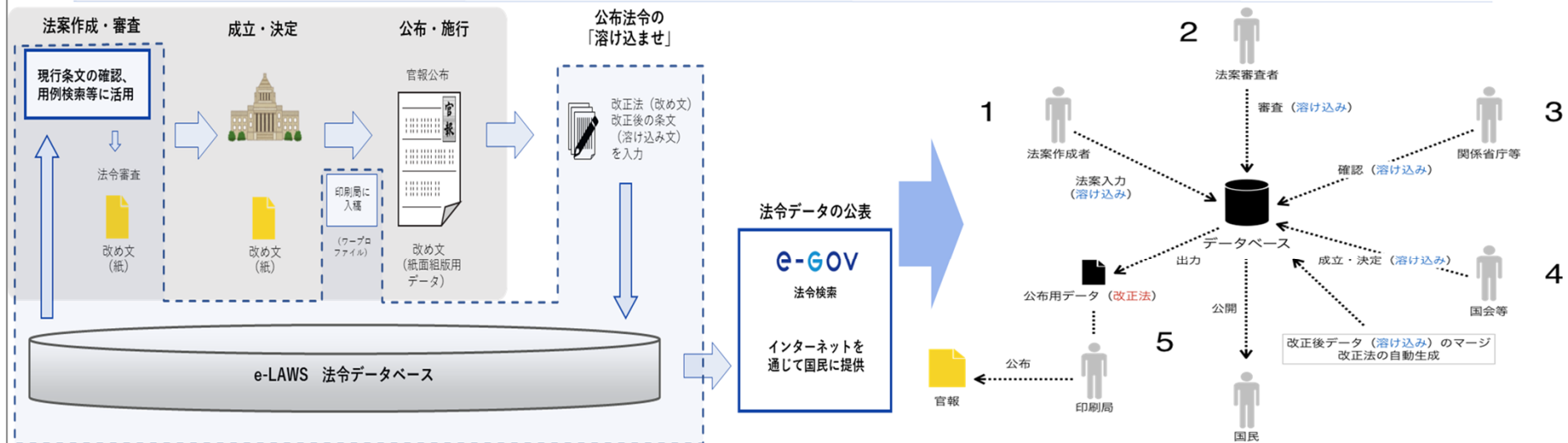
## 具体的な方向性

### ① 法制事務に係る調査を行う

- ✓ 法制事務の誤りを防止し効率化を図るために、法制事務のプロセスを法令データベース中心に行う
- ✓ データベースの直接更新に必要な改正手法等の整理検討を行う

### ② 法令等のデジタル正本が常に参照できる環境を構築する

- ✓ e-LAWSの機能拡充を行う
- ✓ 改正後の条文データの直接編集及び改正法案の自動作成を可能とする
- ✓ 官報フォーマットとの連携（データ共通化）を検討する
- ✓ 正確かつ最新の法令データを使いやすい形で迅速に提供（法令公布即時）する
- ✓ 条文の複雑な箇所も法令データにアノテーション情報を付加することで利用価値を向上させる



※法令案作成・審査～公布・施行までの間は法令データベース外で作業等が行われており、法令データベースへの反映のための溶込せ（手間）が不可避

法令データ更新の目指す姿

# 2022年6月以降の主な進展・状況変化

2022年末頃～

大規模言語モデル（LLM）を用いた  
生成AI製品が次々に発表

「言語」を対象とした技術に飛躍的進化。  
法令分野への応用、法令データとの組み合わせに期待。

2023年7月

e-Gov法令検索の「法令」データが  
ベース・レジストリ（※）に指定

2022年4月からの整備フロー変更の結果、  
e-Gov法令検索は信頼性の高いデータベースに。  
ベース・レジストリにも指定。

2023年11月

法令APIハッカソン開催

開発者視点で改良した法令APIプロトタイプ提供により、  
これまでにない領域で法令×デジタルのアイデアが創出。

2023年12月

「官報の発行に関する法律」成立

これまで慣習だった官報による法令公布を法律として明文化。  
官報の発行は紙媒体ではなくウェブサイトで行われることが規定。

2024年3月

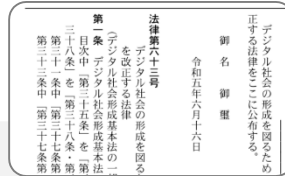
ベースレジストリに関する法案を提出

国によるデータベースの整備やデータ連携の促進、データベース  
やシステムの整備を効果的に行うための体制強化についても規定。

※「ベース・レジストリ」：「行政又は民間におけるサービスの共通基盤として利活用すべき又は利活用可能なデータ群であって、行政機関等が正当な権限に基づいて収集し、正確性や完全性の観点から信頼できる情報を基にした、最新性、標準適合性、可用性等の品質を満たすもの」（令和五年デジタル庁告示第十二号）

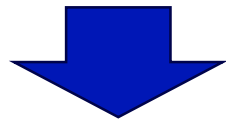
# 法令データのベースレジストリ（デジタル正本）の整備・提供に向けて

## 公布法令



「公布法令」とは

- 官報に掲載される新規制定法令、一部改正法令、全部改正法令、廃止法令。
- 主に法令の“初版”又は“差分”を表す。“差分”について、法律・政令では「改め文方式」、府省令等の多くは「新旧対照表方式」を用いる。
- 厳密には、法令の「正本」と呼べるのは官報に掲載された公布法令のみ。



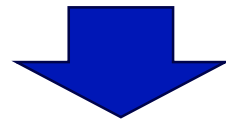
「官報の発行に関する法律」（官報法）施行後、官報が電子化され、Webに掲載される電子版が官報の正本となり、「いつでも・どこでも・無料で」閲覧することが可能に。

## 溶け込み条文



「溶け込み条文」とは

- 公布法令に基づき“初版”に“差分”を順次溶け込ませて作成した“改正版”で、e-Gov法令検索に掲載。
- 現在効力を持つ「現行条文」として機能。ふつう参照されるのはこの形式。
- 厳密には法令の「正本」とは呼ばないが、「ベース・レジストリ」（※）として、信頼性の高い最新の溶け込み条文を整備する必要。

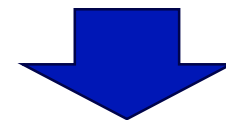


- 法律は原則として公布と同日、議院修正のあった法律や政省令は公布後速やかに信頼性の高いデータをe-Gov法令検索で提供。
- 過去の事件や改正経緯等を扱う際も参照できるようにするため、過去時点版も取得できるよう、e-Gov法令検索、法令APIを2024年度に機能向上予定。

## 電子化された官報とe-LAWS/e-Gov法令検索の連携

「e-LAWS」と「e-Gov法令検索」の関係

- 「e-LAWS」は、法令データの管理や官報原稿・法律案原稿の入稿などを担うシステム。
- 「e-Gov法令検索」はe-LAWSの法令データをWebページで表示し、また法令APIで提供するシステム。

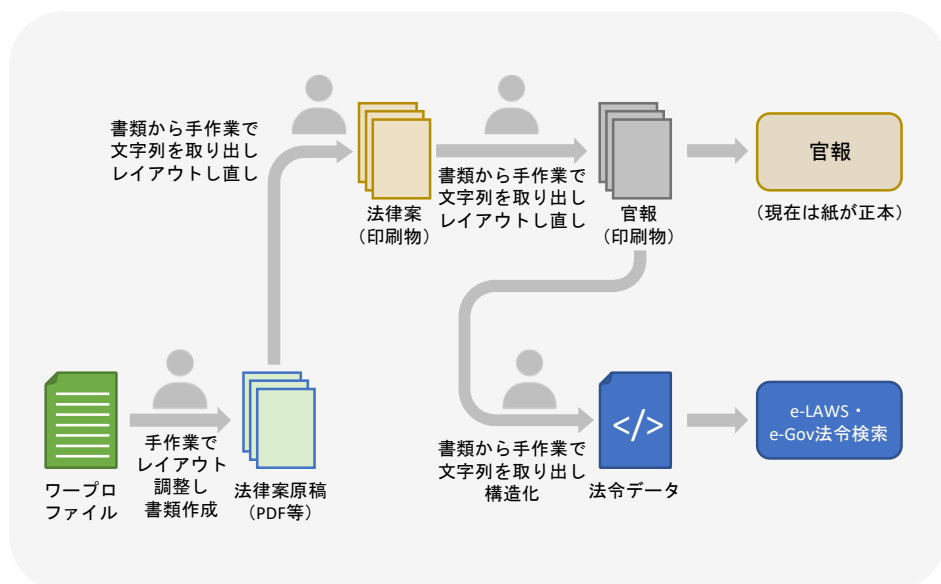


デジタル技術を用いたチェックや再利用がしやすいデータ形式による官報原稿・法律案原稿の入稿、一貫した法令データ管理に向け、e-LAWSと官報等システムの連携機能を2024年度以降に高度化。

# 法令データ整備の今後

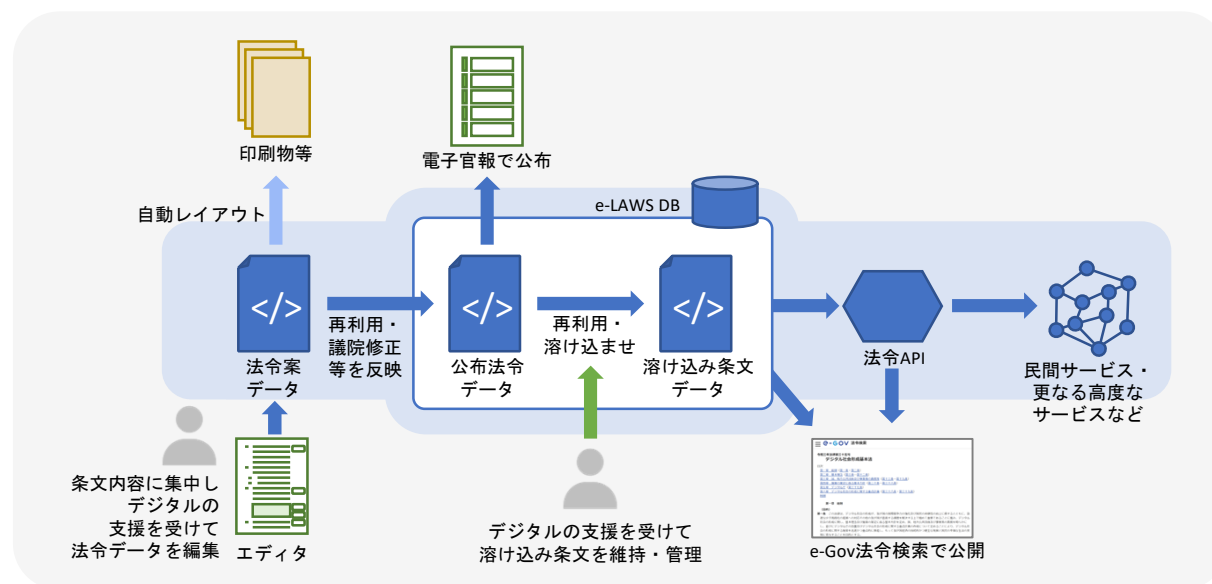
## これまでの法令データ整備

再利用やデジタル活用が難しい「書類」の作成・公開が中心で、目視や手作業が多く、公開方法に一貫性がない。



## これからの法令データ整備

「法令データ」がベース・レジストリとして提供され、デジタル技術で最大限効率化。一貫した公開方法で検索・閲覧・利活用を容易に。



# 告示データのベースレジストリの整備・提供に向けて①

## 告示に関する現状と課題

- 告示については、法律、政令、省令等と異なり、最新の正確なデータを提供する統一的なデータベースが不存在。
  - ✓ 告示を検索する際、類似のPDFが複数ヒットしたり、最新のものがどれか等が分からない、これにより法令を含むルールの全体像の把握が困難等の指摘あり。

### 【告示の例】

- 学習指導要領：全国の学校で一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準
  - 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示
  - 電波法施行規則に規定する申請書及び添付書類の様式その他申請に関し必要な事項を定める告示
- 官報の電子化を定める官報法の検討の中でも、告示には、いわゆる法規的性質を有する告示が存在するとされている

「官報電子化の基本的考え方」（令和5年10月25日官報電子化検討会議）（抄）

官報は、法令等の公布及びいわゆる法規たる性質を有する告示の公示の手段としての役割を有するが、これに加えて、官報に備わっている周知可能性や信頼性等に鑑み、これらの公布又は公示の対象となる事項（以下「公布等事項」という。）以外に、公示、公告その他の公にする行為の対象となる、いわゆる法規たる性質を有しない事項（以下「公布等事項以外で官報に掲載する事項」という。）について公にする手段としての役割も有している。

- 告示には法令標準XMLスキーマのような構造化されたフォーマットが不存在
  - ✓ 2023（R5）年度調査・実証事業では、民間法令データベース業者の保有する合計18,217件の告示データを分類。このうち約65%にあたる11,851件については、現在の法令標準XMLスキーマでの構造化が見込めることを確認したもののそれ以外の告示については対応ができない

# 告示データのベースレジストリの整備・提供に向けて②

## 今後の方針

- 2024（R6）年度の調査・実証事業において以下の検討を実施。
  - ✓ 告示等のXMLスキーマ検討（実態調査、現在の法令XMLスキーマの修正等）
  - ✓ 告示等を含む官報入稿原稿のXMLデータを編集・連携するエディタ機能のプロトタイプ開発
  - ✓ 告示等データ管理方策の検討
  
- 官報電子化の取組も踏まえ、デジタル庁、法務省等関係省庁が連携し、整備を行う対象範囲、公開するデータ形式等について整理し、体制等を整備した上で、2026年度中目途で告示のベース・レジストリの提供開始を目指す。

# 法制事務のデジタル化・法令データ利活用促進に向けた取組方針（案）

- 法制事務デジタル化及び法令データの利活用促進に向け、法制事務の業務フローの見直し、法令編集機能や法令APIの改善、法制事務ナレッジ共有ツールの開発等、優先順位を付けて順次開発・実装を行い、中期的課題について調査実証を行うとともに、法制事務支援ツールのプロトタイピング、法令データを活用したサービスの開発促進を実施する。
- また、告示について、官報電子化の取組も踏まえ、デジタル庁、法務省等関係省庁が連携し、整備を行う対象範囲、公開するデータ形式等について整理し、体制等を整備した上で、2026年度中目途で告示のベース・レジストリの提供開始を目指す。

データ中心ワークフロー  
へのシフトを指向

デジタル技術を適用しにくいワープロファイルやPDFなどの「書類」を中心としたワークフローから、法令XMLなど、機械可読性の高い構造化データを共通言語として編集・管理・利活用するワークフローを指向。

中長期的なビジョン・  
効果を見据えた取組

行政・民間サービス・社会全体等における効果を考慮し、場当たりのでなく、中長期的なビジョンを見据えた取組を推進。継続的な検討を要する事項を整理。

優先順位を付けて小さく作り、  
早期に利便性を向上

100%の機能を作りきってから使い始めるのではなく、早期に開発でき小さくても利便性を向上するツールを優先して開発し、実運用で活用。ユーザのフィードバックを得て改善につなげる。

# デジタル法制審査の今後の方向性について

# デジタル法制審査について

## デジタル法制審査の概要・これまでの取組

デジタル法制審査は新規法令のデジタル原則への適合性を確認するもの。

- 2022年（令和4年）8月以降：各国会の提出予定法案を対象として実施し、7項目のアナログ規制及びフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制に関係し得る条項のデジタル原則適合性を確認。
- 2023年（令和5年）6月：デジタル社会形成基本法の改正及び重点計画の改定により、デジタル法制審査を国の方針として位置づけ。
- 2023年8月：情報システムの整備が見込まれる行政手続を定める規定についての確認も新たに実施。
- 2023年12月：各府省庁の業務負荷軽減のため、デジタル庁で作成したアナログ規制点検ツールα版を配布。

## デジタル法制審査でチェックしている項目

### 法制度

- (1) 7項目の代表的なアナログ規制、FD（フロッピーディスク）等の記録媒体を指定する規定の確認
  - 7項目に該当するアナログ規制を課している条項（=PHASE1）が存在しないこと。
  - 下位法令や通知・通達等を含めてPHASEの当てはめを行う場合は、その工程も明確化。
    - ・ 活用可能な技術の水準等に応じてPHASE2又は3のいずれの段階にあるかを確認。
    - ・ テクノロジーマップ及び技術カタログを活用してデジタル化を実施。
    - ・ オンラインでの手続や他の記録媒体、クラウド等の利用ができることを確認。

### 業務設計、 システム整備 等の運用

- (2) 情報システムの整備が見込まれる行政手続を定める規定に係る確認
  - デジタル原則に適合した運用を見据え、法令等の立案段階から、業務設計、情報システムの整備等に係る検討が行われるよう、各府省のシステム開発等のプロジェクトについて予算要求段階、執行段階といった各フェーズに応じたレビューを実施。

# デジタル法制審査に係るこれまでの点検結果

2022年（令和4年）秋の臨時国会以降、合計93法案におけるアナログ規制に関係しうる条項の点検を実施し、条文の修正や必要な下位法令等の整備を求め、アナログ規制の新設を防止。

## ● 各実施結果：

### 2022年（令和4年）秋の臨時国会提出予定法案

- ・対象：21法案
- ・7項目のアナログ規制及びFD等記録媒体規制に関係しうる条項：23

(単位：条項)

7項目のアナログ規制							FD等記録媒体規制	計
目視	定期検査	実地監査	常駐専任	対面講習	書面掲示	往訪閲覧		
13	0	0	0	0	0	10	0	23

### 2023年（令和5年）通常国会提出予定法案

- ・対象：58法案
- ・7項目のアナログ規制及びFD等記録媒体規制に関係しうる条項：99

(単位：条項)

7項目のアナログ規制							FD等記録媒体規制	計
目視	定期検査	実地監査	常駐専任	対面講習	書面掲示	往訪閲覧		
22	2	1	3	4	8	52	7	99

### 2023年（令和5年）秋の臨時国会提出予定法案

- ・対象：14法案
- ・7項目のアナログ規制及びFD等記録媒体規制に関係しうる条項：20

(単位：条項)

7項目のアナログ規制							FD等記録媒体規制	計
目視	定期検査	実地監査	常駐専任	対面講習	書面掲示	往訪閲覧		
1	0	0	0	0	8	11	0	20

※2024年（令和6年）通常国会提出予定法案については審査・とりまとめ中

## ● これまでの点検結果総括表

- ・対象：93法案
- ・7項目のアナログ規制及びFD等記録媒体規制に関係しうる条項：142

(単位：条項)

7項目のアナログ規制							FD等記録媒体規制	計
目視	定期検査	実地監査	常駐専任	対面講習	書面掲示	往訪閲覧		
45	2	1	3	4	16	73	7	142

# デジタル法制審査の現在及び今後の取組の方向性

- 既存法令中の約1万条項のアナログ規制の見直しについては、原則として2024年（令和6年）6月までに完了予定。アナログ規制見直しに向けて、技術検証の実施等も進められている。
- また、これまでのデジタル法制審査で点検した法案のうち一部は施行済みとなっており、必要な下位法令等の整備が進められている。
- アナログ規制点検ツールα版について、各府省庁における利用状況等の把握を実施。

## 今後の対応方針（案）

- ◆ 政策の企画・立案段階から業務設計、情報システムの整備・運用に係る検討が行われるよう、デジタル法制審査の機能等を強化し、政府情報システムのプロジェクトにおける予算要求段階、執行段階といった各フェーズに応じたレビューを通じて制度・業務・システムの整合性を確保。
- ◆ 各府省庁は、デジタル規制改革推進の一括法を踏まえ、指針に基づき、テクノロジーマップ・技術カタログを適切に活用しつつ、アナログ規制について点検するとともに、法令等の立案段階からデジタル原則に適合した運用を見据えた業務・システムの設計等が行われるように情報システムの整備が見込まれる行政手続を定める規定等について点検を実施し、点検結果をデジタル庁に提出。
- ◆ デジタル庁は、これまでのアナログ規制の見直しやそのための技術実証の結果等を踏まえ、各府省庁や地方自治体に対して、業務・システムを含む法令の運用面での更なるデジタル化の促進、アナログ規制点検ツールの開発・展開等の支援を行うとともに点検結果を公表。

## 以下参考

## 構造改革のためのデジタル原則

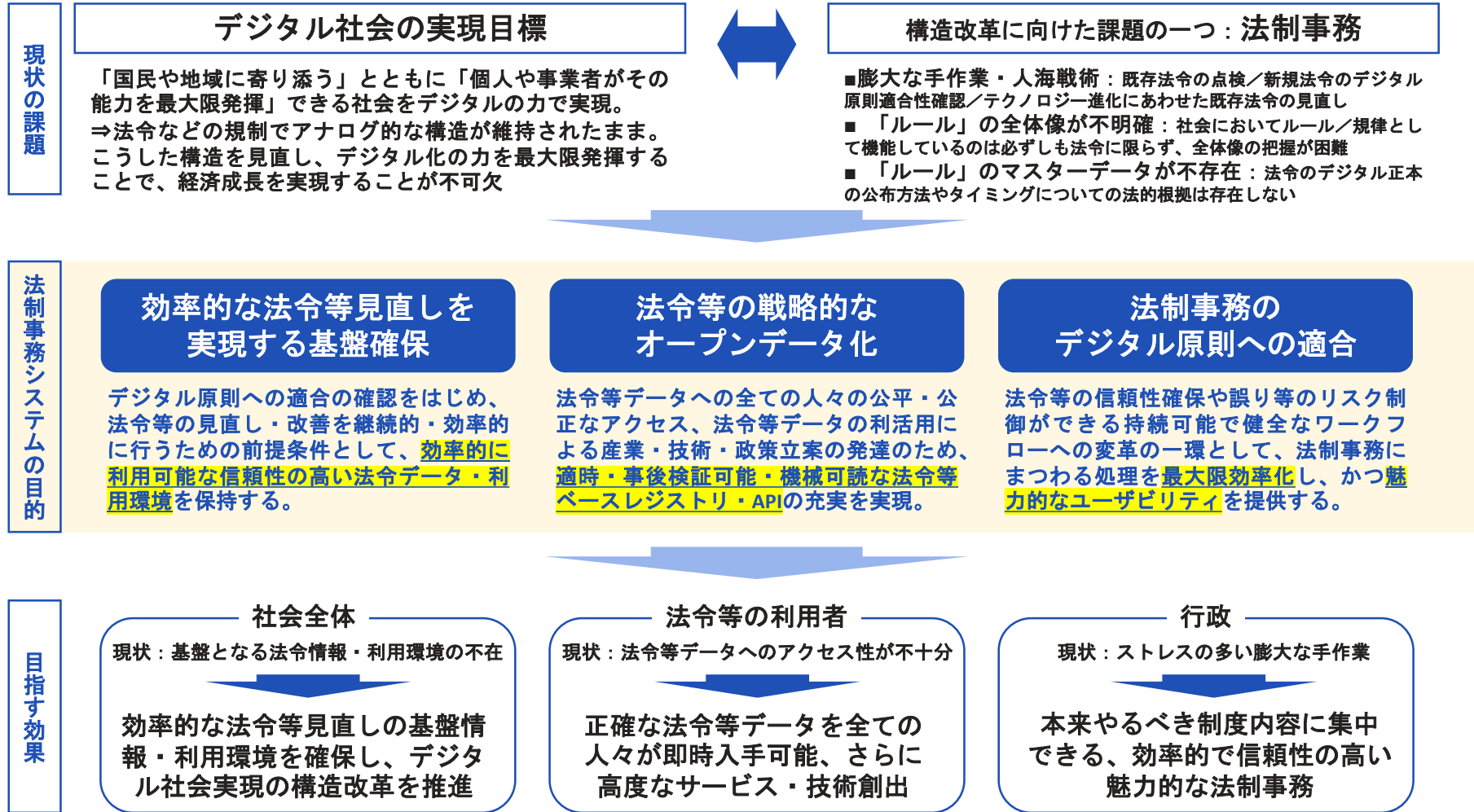
第7層 新たな価値の創出	改革を通じて実現すべき価値 (デジタル社会を形成するための基本原則: ①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靱 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献)
アーキテクチャ	構造改革のためのデジタル原則
第6層 業務改革・BPR/組織	<b>原則① デジタル完結・自動化原則</b> 書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること 国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
第5層 ルール	<b>原則② アジャイルガバナンス原則</b> (機動的で柔軟なガバナンス) 一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
第4層 利活用環境	<b>原則③ 官民連携原則</b> (GtoBtoCモデル) 公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
第3層 連携基盤	<b>原則④ 相互運用性確保原則</b> 官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるように、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
第2層 データ	<b>原則⑤ 共通基盤利用原則</b> ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。
第1層 インフラ	

2

## デジタル原則の点検の方向性

<b>① デジタル完結・自動化原則</b>	①-1 紙の介在(書面、原本等)を見直し、申請・通知のデジタル化を基本とするとともに、行政内部のデジタル化を徹底すること ①-2 人の介在(対面、常駐、資格者配置、拠点設置、目視、立入等)を見直し、点検等の遠隔実施、自動化・機械化等の最大限のデジタル化を基本とすること ①-3 ルールをデジタルデータ化し、可能なものはアルゴリズム化することにより、機械判読可能な形で提供すること
<b>② アジャイルガバナンス原則</b> (機動的で柔軟なガバナンス)	②-1 一律の様式、手法や基準(定期点検・検査等)を撤廃し、求める性能のみ規定することで、リアルタイムモニタリング等の技術活用によるコンプライアンス確保を基本とすること ②-2 資格要件としての学歴、経験や体制整備等に関する一律基準を撤廃して精緻化し、技術力やデジタルリテラシーによる代替を認めること ②-3 AI時代の安全管理手法を見直し、モニタリング・制御ソフトウェア導入、ログ保存、事故原因究明協力等の制度を整備すること ②-4 AI時代の事故責任分担について法制度・保険制度・公的救済等を含めた一体的な仕組みを整備すること
<b>③ 官民連携原則</b> (GtoBtoCモデル)	③-1 行政サービス提供に際しベンチャーなどの民間企業のUI/UXやサービス活用を基本とすること(GtoBtoC) ③-2 公共・準公共サービスのデータ基盤はAPIを公開することを基本とすること ③-3 マルチステークホルダーによるガバナンス(第三者認証、監査、共同規制、自主規制等)の導入を拡大すること
<b>④ 相互運用性確保原則</b>	④-1 書式・様式を撤廃してデータモデル化し、システム間のデータ再利用を基本とすること ④-2 API公開・接続義務等によりシステムを疎結合化・簡素化し、ログインを回避すること ④-3 域外適用、非対称規律解消、課徴金・制裁金の実効性確保等により、国家としての主権の確保にも留意しつつ国内外のイコールフットディングを確保すること ④-4 国際規格への準拠、国、地方公共団体、準公共間におけるルールの整合性を確保すること
<b>⑤ 共通基盤利用原則</b>	⑤-1 IDを含むベースレジストリを特定し、その参照・利用を徹底すること ⑤-2 目的外利用規制を整理することで、システム間のデータ再利用を可能とすること ⑤-3 標準データ様式や調達仕様等は共通モジュールを再利用すること ⑤-4 法令用語・タクソノミー(分類)の統一を図ること

3



### A. データ構造の要求条件

1. マシンリーダブル
2. データ形式は国際標準や既存システムとの整合性が確保される
3. 公布即公開できる (タイムリーに)
4. 過去時点も含む
5. 施行前の信頼性の高い参照条文が提供できる
6. 特定時点の溶け込み条文が見られる
7. 改め文ではなく溶け込み条文ベースでの編集が可能
8. 一方で、当面改め文と共存できる
9. 割り込み施行による未施行分の改正、施行期日政令等による施行期日の不確定性などによる複雑な施行パターンに対応
10. 特定時点だけでなく時系列全体で整合性が確保できる (改め文が溶け込むか等)
11. 法令編集者による修正バージョン管理が支援できる (時系列とは別の軸)
12. 少なくとも官報掲載されるような類いの法令 (つまり告示以上) は対応できる

### B. ワークフロー・APIの要求条件

1. 法令案検討時は各部署で分散して情報管理できる
2. 円滑なデータ共有・共同編集に対応
3. 法制局審査や各省協議など関与プレイヤー、手続の変化も想定
4. プレイヤーごとの責任範囲・関心を念頭に置いた効率的なワークフロー
5. 繁忙期や緊急対応時も想定したフロー
6. 官報やWebページなどに機械的に連携
7. 外部サービスに必要なデータを使いやすいAPI・識別子で提供
8. 誤りチェックや整合性チェックなどの支援ツールが適時適切に介在 (CI/CD)
9. 広く一般に使われている管理ツールと整合性の高いプロトコル・フロー
10. 内部もAPI接続を活用するなど、柔軟な開発・拡張を可能とする設計
11. 法令と一部ワークフローが共通である事務についてはレイヤを共有できる (同じAPIでアクセスでき、シームレスなフローで作業できる)
12. 省庁以外の類似のワークフローの業務にも流用できる

### C. UIの要求条件

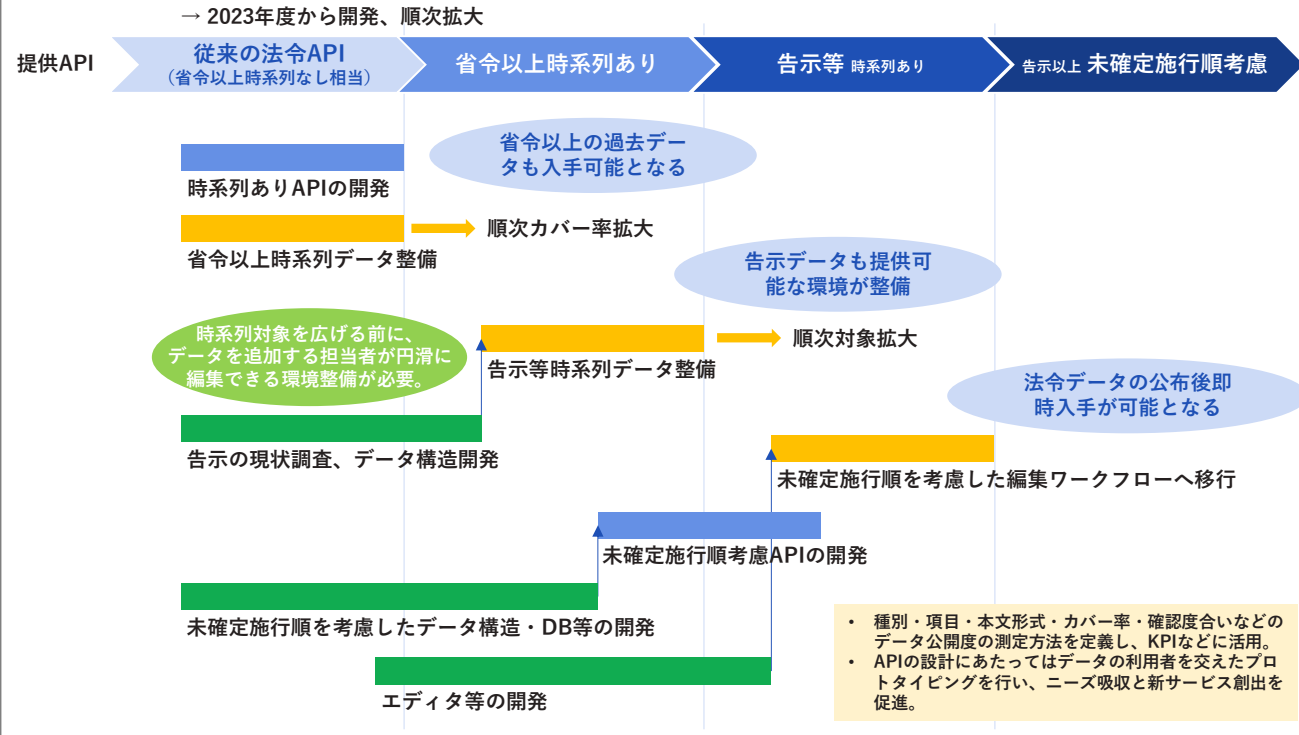
1. システムが使われるよう、民間の人気サービスと比較して遜色の無いユーザビリティ
2. 民間サービスや技術の進展に追隨して更新され、陳腐化が防止される
3. 条文エディタはレイアウト作業が分離され、内容の推敲に集中できる

### D. その他設計上の要求条件

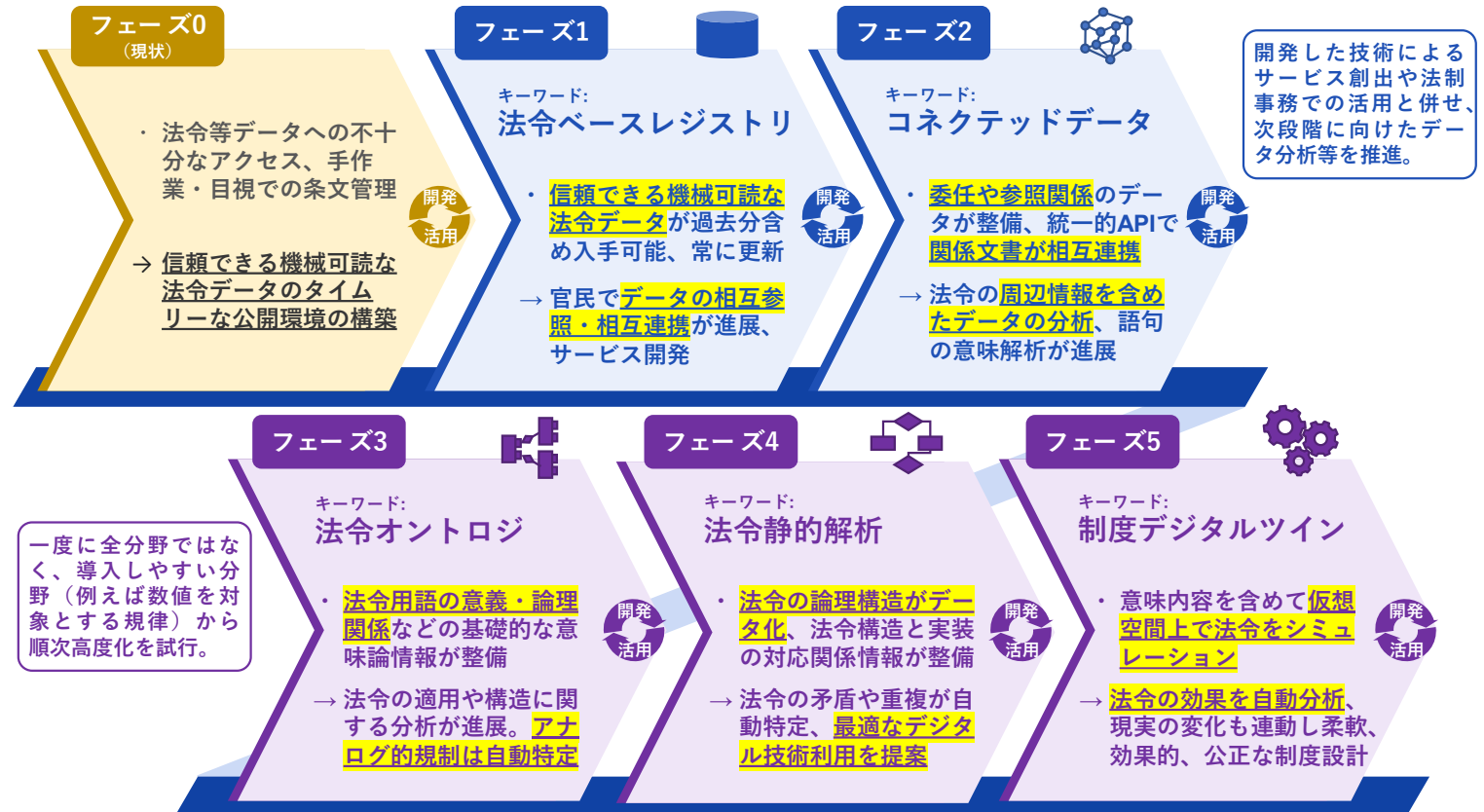
1. 既存システム (e-LAWS系や法令審査支援システム系など)、既存PoC、既存製品の資産を活用
2. 可能な限り自動化しつつ、手動でのチェックや修正が必要な部分を想定した設計
3. 得られる効果を定量化・追跡可能
4. 既存フローから円滑にマイグレーションできる

## 法令等公開APIの中期ロードマップ (素案)

- 省令以上データについては既にデータ構造が定義されていることから、省令以上データの時系列対応など、進めやすいと考えられる範囲からAPI開発・データ拡充を進めてはどうか。
- できる範囲から段階的に提供を開始し、早期の民間サービス創出、行政運営への活用を促進。



- 法令を機械実行可能な形式で記述・シミュレーションする“Rules as Code”など、法令データを基盤とした政策立案の研究が国内外で行われている。
- AI等技術の研究開発と、技術を活用したサービス開発・基盤整備・制度整備等の段階的な高度化サイクルを軸とした、「デジタル法制ロードマップ」を提案。
- 法令ベースレジストリの拡充と、その健全な維持環境の確立は、AI等技術の研究開発の基盤としても重要。



## 実施項目の概要

### ① 法制事務・法令等データの調査等

- 法制事務・法令等データの現状や事例、ニーズ等を調査・分析
- ワークフローやデータ構造を設計・シミュレーション

### ② 法制事務システムの調査・検討・プロトタイプング

- 全体アーキテクチャ
- 法令等データの編集・チェック機能
  - 実際の法令立案の現場でのユーザテストを想定
- 法令等データの公開機能・利活用
  - API等の利用者を交えた双方向型の設計・試用を想定

### ③ デジタル法制の現状・未来に関する調査・研究

- 先端技術活用の未来像、デジタル法制ロードマップの精緻化に関する調査・研究
  - 大学等の研究者や学生を交えた調査・研究を想定

## 実施項目の目的

- 法制事務システムの設計・評価を行うための基礎を確立
- 2024(R6)年度以降に見込まれる、実導入を想定した本格的なPoCやシステム開発に向け、システムの実現性や基本設計を確立
- システムの利用者、法令等データの利用者を交えた検討により、法制事務デジタル化への理解を醸成し、建設的な設計と将来の円滑な移行を可能とする環境を確立
- 法制事務デジタル化の長期的な効果を明らかにし、システム高度化の意義や長期的目標を確立
- 将来的な法令等データ利活用による効果的な政策立案の実現に向けた方針を確立し、研究開発・人材育成に向けた関心を醸成

## 「法制事務のデジタル化及び法令データの整備・利活用に関する調査・実証」の概要①

### ①法制事務の業務分析

府省庁の法制事務の現状と課題の調査・分析及び課題解決のためのデジタル技術による支援のニーズ把握等を実施。これらを踏まえ、**将来の法制事務に用いるエディタに必要な機能要件及び業務フローの改善案を検討。**

### ②法制事務エディタのプロトタイピング・ユーザテスト

### ③法制事務エディタの技術検証

改正内容が溶け込んだ条文データを直接編集可能な**エディタプロトタイプを開発し、ユーザテスト等を実施。**その結果、次の機能については、**業務改善効果や誤り防止効果**が見込まれることが確認。

- ①立案中の改正内容を反映した**改め文と新旧対照表を自動生成**する機能
- ②立案中の改正内容を反映した**改め文と新旧対照表のWordファイル等**を出力する機能
- ③**法令構造体系等を確認する機能、ハネ改正を自動検知する機能、立案中の条文の未施行の改正内容を表示する機能**
- ④クラウド上で改正法令・被改正法令の**立案中データを一元管理**する機能 等

## 「法制事務のデジタル化及び法令データの整備・利活用に関する調査・実証」の概要②

### ④法令データの公開機能の検討拡張

法令APIの機能拡張についてニーズ調査を行うとともに、段階的なユーザテストを含めたアジャイル開発を行い、**法令APIのプロトタイピングを実施**。OpenAPI Specificationを用いたAPI仕様書やサンプルコードを提供するとともに、**法令APIハッカソン・法令×デジタルワークショップ**等のイベントを開催し、**ニーズ吸収と新サービス創出を促進**。

### ⑤アーキテクチャやデータ構造の検証

新旧対照表の「旧」の条文と改正対象の溶け込み条文の自動チェックや施行期日の管理のサポートを念頭に、**施行期日の不確定性を考慮した溶け込み条文のバージョン管理を実現するアーキテクチャ・データ構造の設計・試作**を実施。また、将来的なデータ整備の可能性を念頭に、現状統一的なデータベースが存在していない**告示の構造化フォーマット等の法令等データのデータ構造の設計・試作**を実施。

### ⑥デジタル法制の現状・未来に関する調査研究

法制事務のデジタル化や法令等データの利活用が現在どのように取り組まれているか、検討を進めていくためにどういった技術が必要とされ、今後社会に対してどういった影響が生じうるかを調査するために、「**デジタル法制ロードマップ**」に即した**分析等を実施**。

**デジタル庁**  
**Digital Agency**